これからの千葉県の学校教育を担う皆さんへ

~信頼される質の高い教員等の育成を目指して~

- 1 あなたはどのような「先生」を目指すのか。
- (1) 児童生徒のモチベーションを高め、行動の変容を促すことができる教員の特徴
- (2) 教員に求められる資質・能力

※千葉県·千葉市教員等育成指標

4つの柱→①教職に必要な素養 ②学習指導に関する実践的指導力

③生徒指導等に関する実践的指導力 ④チーム学校を支える資質能力

- 2 学校組織の一員として教員が心得るべきこととは。
- (1) 『教員の職務』: (参考) 教育基本法第9条第1項
 - ・法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- (2) 『地方公務員としての服務の根本基準』: (参考) <u>地方公務員法第30条</u>
 - ・すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- (3) 『懲戒』: (参考) 地方公務員法第29条第1項
 - ・法律、条例、規則若しくは規程に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務 を怠つた場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合においては、 これに対し懲戒処分として**戒告、減給、停職**又は**免職**の処分をすることができる。

常に教職員であることの自覚が必要

※教職員は、児童生徒を教え、育てる立場にあることから、一般の公務員に比べ、より高い倫理観をもち、法令等の遵守、社会規範やルール及びマナーを守り、 児童生徒、保護者、地域(県民)の信頼に基づいて教育を進めなくてはならない。

3 不祥事の可能性は誰にでもある。

不祥事とは「

- ○法律、条例、規則、規定に違反する。
- ○職務上の義務に違反し、又は職務を怠る。
- ○全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をする。
- ○まとめ 「不祥事を防ぐためには」

スローガン「スマイル」

千葉県学校モラールアップのスローガン

教職員による不祥事は、学校 教育に対する県民の信頼を著し く失墜させる行為であり、なん としても根絶しなければなりま せん。報道されている事件を他 **人事だとは思わず、**以下のこと などに留意し、不祥事の根絶に 努めてください。

全ての子供たちは



まっすぐ見ています

いつも教えてもらう

頑張る先生方の

ルールを守る姿と

日頃のマナーを

千葉県教育委員会

① わいせつ・セクハラ行為の防止

- 児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、**重大な人権侵害**であり、被害者に一生癒ことのできない**深い心の傷**を残してしまうことを強く認識すること。 教育相談は、**複数の教職員**により**組織的に対応**することとし、原則として校外で**1対1**
- の面談は行わないこ
- ○わいせつ事案等の不祥事のきっかけとなりうる3, 4の禁止 3 事前に管理職の許可及び保護者の同意を得なければ、児童生徒の電子メールアドレス等 を収集してはならず、SNS等を使用して私的なやりとりは絶対にしないこと。 4 児童生徒を車に同乗させないこと。

体罰の防止

- 「体罰に教育効果なし」と一人一人が認識を強く持つこと
- 教職員の共通理解と指導の連携が図れるよう生徒指導体制を確立すること。 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施すること。

飲酒運転及び交通加害事故の防止

- 日頃から交通法規の遵守に努めるとともに、安全運転を心掛けること。
- ※初任者の交通事故が目立っています。

- 2 飲酒の席には、**車で行かない**こと。 3 深夜まで飲酒したときは、**翌朝、車等を運転しない**こと。 4 飲酒して運転するおそれがあることを知りながら、飲酒を勧めたり、同席しないこと。

公金等の適正な管理

- 公金は、**県民の税金**です。会計処理には細心の注意を払い、**適正に取り扱うこと**。 部費などを児童生徒・保護者から徴収する場合は、必ず**管理職の許可**を受けること。 会計報告の際は、納品書、領収書等を添付して、**管理職等のチェック**を受けること。 現金を学校に保管しないこと。やむを得ない場合は、事務室の書庫等に保管すること。

情報漏えいの防止

- 個人情報は**学校から持ち出さない**こと。 個人情報の管理は**ルールに従い行う**こと。また、必要のないデータは、**消去**すること。

パソコン等の使用

- 職場のパソコン等を使用する際は、規定を厳守し、**業務以外の目的で使用しない**こと。 児童生徒の撮影を行う場合、**私物のスマートフォンやデジタルカメラ等は使用しない**こ

県教委の方針

- ①わいせつ行為を行った職員及び飲酒運転により交通事故を起こした職員については、 学校現場から排除するという厳しい措置で対処しています。
- ②体罰について、懲戒処分の指針に示す基準を厳格に運用します。
- ③管理職の許可を得ず、また、セキュリティ対策を施さずに、児童生徒の個人情報を 校外に持ち出した職員については、懲戒処分の指針に示す基準を厳格に運用します。
- ※一件の不祥事によって、皆さんの真面目で地道な努力が一瞬にして水泡に帰します

不祥事を根絶する最後の、そして最大の力は、教職員一人一人の自覚と 職場全体でのモラールアップの取組以外ありません。